***個人の自宅を買い取る際に***

***次の行為をしていませんか？***

***宅建業法違反のおそれがあります***

突然消費者の自宅を訪問し、住んでいる自宅を売らないかと**朝から深夜まで居座り勧誘を続けた。**

消費者から**「もう勧誘はしないでください」「契約はしません」と伝えられたが、**営業担当を別の担当にするなどして**引き続き勧誘を行った。**

***宅建業法47条の2(業務に関する禁止事項)､宅建業法施行規則16条の11(省令で定める行為)***

「このマンションは10年後に取り壊される」などの**虚偽の説明**を行い、強引に自宅を売却させた。

***宅建業法47条(業務に関する禁止事項)***

契約締結にあたり、**消費者に契約内容についての書面を渡さず**、会社案内のパンフレットだけ渡した。

***宅建業法37条(書面の交付)***



お問い合わせ先

○○地方整備局建政部

建設産業課○○係

（TEL:×××―×××―××××）